

# 平成24年度 税制改正のポイント

前編

中小企業の活力強化に向け、  
商工会議所が要望した多くの項目が実現！



新発田商工会議所  
日本商工会議所

## 中小企業関係の租税特別措置の拡充・延長

※対象となる中小企業は、資本金1億円以下の法人です。

### 中小企業投資促進税制の拡充・延長【2年間】

#### ★対象資産に試験機器等が追加されます

▶中小企業が設備投資等を行った場合、税額控除(7%)  
または特別償却(30%)の選択適用を認める制度

【試験機器等の例】



対象業種	ほぼ全業種 (娯楽業、風俗営業等を除く)
対象事業者	中小企業者等 (資本金1億円以下)
対象設備	機械・装置 すべて(1台160万円以上)
	器具・備品 電子計算機、デジタル複合機 (複数台計120万円以上) <b>試験機器等の追加</b>
	ソフトウェア 複数基計70万円以上
	貨物自動車 車両総重量3.5t以上
	内航船舶 取得価額の75%
措置内容	特別償却30%又は税額控除7% (税額控除は資本金3千万円以下に限る)

### 少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の延長【2年間】

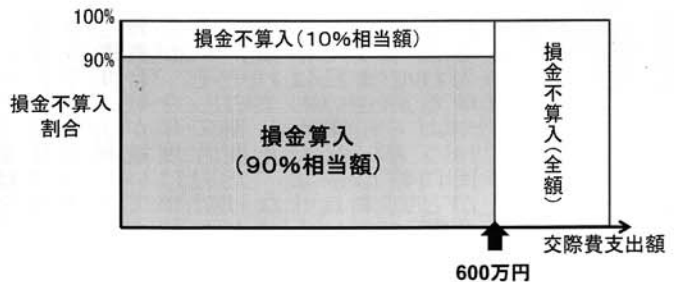
▶30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該  
減価償却資産の合計額300万円を限度に、全額損金  
算入(即時償却)を認める制度

対象	取得価額	償却方法
中小企業者のみ	30万円未満	全額損金算入 (即時償却)
全ての企業	20万円未満	3年間で均等償却 (残存価額なし)
	10万円未満	全額損金算入 (即時償却)

合計300万円まで

### 交際費の損金算入特例の延長【2年間】

▶中小企業は、交際費のうち600万円まで、90%を損金算  
入を認める制度

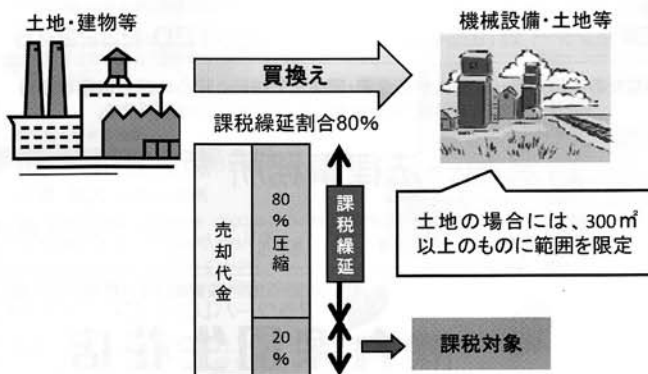


### 研究開発促進税制(増加型・高水準型)の延長【2年間】

▶試験研究を行った場合、試験研究費の12%を税額  
控除できる(恒久措置)。加えて、租税特別措置  
として、「増加型」または「高水準型」を選択適  
用して上乗せして税額控除できる制度  
(増加型) 試験研究費の増加額の5%  
(高水準型) 売上高の10%を上回る試験研究費

### 特定事業用資産の買換え・交換の譲渡所得の特例の延長【3年間】

▶特定の資産の買換えを行った場合、その譲渡資産の譲  
渡益または買換資産の取得価額の80%相当分は譲渡が  
なかったものとして、課税の繰延べができる制度



延長	【増加型】 税額控除額 = 試験研究費の増加額 × 5%	選 択	【高水準型】 税額控除額 = 売上高の10%を超える 試験研究費の額 × 控除率
----	------------------------------------	-----	--

恒久措置

【総額型】 控除額 = 試験研究費の総額 × 8~10%  
中小企業および産学官連携は、一律12%